

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 26年 11 月 6 日(木)午前9時00分から午前10時30分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	5番	中村 智子
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項(1)専決事項

10月許可決定の4条1件、5条7件については、長野県農業会議から10月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2)農地法第18条第6項の規定による通知書

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうもおはようございます。秋も深まりました、代理のほうからもお話のあったとおり、紅葉も一段ときれいのようにございます。特に今年の紅葉は全国的にきれいでもって、10年か15年に一度くらいの紅葉のようにございます。また、秋も深まりまして、冬支度ということで大変忙しい時期でございます。皆さん方には体には十分気をつけていただきたいと思っております。10月は農地パトロールの期間でございました。皆様方それぞれの立場でもって現地を見ていただきまして、大変ご苦労様でございました。その間をぬいまして、先月の12日には大豆の刈り取り、それから29日には脱穀と、大変お忙しい中、大勢の皆さん方に集まっていただきまして、スムーズにできました。幸いにも天候にも恵まれてよかったですなと思っております。大豆の木が若干ちっちゃかったかなという気がしましたけれども、まずまずの量が獲れたということでよかったですなと思っております。量につきましては220~230キロくらいでございます。本日はまた、この総会の後、松本へ行きまして、長野県の農業委員大会がございまして、できるだけ多くの皆さん方に参加していただくようお願いいたします。また事務局の方よろしくようお願いいたします。これからの日程でございますが、先日脱穀しました大豆の選別等の日程を決めていただきまして、何人かによって選別、それから月末にはおいしい味噌づくりということでございますので、それらについての日程につきましては、有賀部長さんの方を中心にいたしまして、皆さん方にご協力ただいて楽しい味噌づくりをしていただきたいと思っております。また、18日・19日にはイベントでございます研修会がございまして。世界遺産でございます富岡の製糸場等、見学する予定でございますので、これから寒くなります、体には十分気をつけて整えていただきまして全員の参加をお願いしたいと思います。今日も盛りだくさんの議事がございまして、スムーズに進むようお願い申し上げます、簡単ではございますがあいさついたします。よろしくお願いいたします。

それでは3番の議事録署名委員の指名でございますが、13番の有賀委員、14番の宮原委員、よろしくお願いいたします。

それでは4番の議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

**【議案第1号、4条の規定による許可申請について1～2番朗読】**

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富…番地にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字伊那富…番地、地目は登記現況とも畑、面積368㎡に、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。申請者は、再生可能エネルギーの固定買取制度を利用して、省エネルギー事業に参画するため太陽光発電施設を設置したい計画です。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内であり農地法第4条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、管理がしやすい自宅近くでかつパネル150枚を設置できる土地で選定したところ、他は優良農地であったり、送電の電柱が付近にないこと、建物の影になり太陽光発電に不向きなどの理由により、申請地以外に代替できる土地がなく、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、有賀委員、野澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。それでは現地調査をしました有賀委員、有賀委員のほうからお願いします。

<13番有賀委員>

はい、今お話がありました、Aさんより申請がございまして、現地を確認したところ、障害物等はまったく見受けられませんので、問題ないということで承認いたしました。以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。この件につきまして、ご意見質問等ございましたらお願いいたします。「(「なし」の声)なしということでございます。家のすぐ南側なんですね、一番上ですね。意見ないということでございますので、これについて許可することにいたします。どうもありがとうございました。2番目について説明お願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、大字沢底…にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字沢底…番地、地目は田、面積363㎡のうち60㎡に、車庫兼農業資材置き場を新築するための申請でございます。申請者はこれから親子三世代で同居するにあたり駐車場の不足となるため、車4台分および農業用の資材なども置くための車庫を新築する計画でございます。宅地と転用する面積をあわせました総面積は828.664㎡でございますが農家住宅ですので問題ないと判断いたします。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内のため農地法第4条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、集落接続で許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、桑沢委員、赤羽代理から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは委員の赤羽さん、代理、お願いします。

<赤羽職務代理者>

はい、2番の赤羽が説明させていただきます。この土地は昨年に農振解除のときにAさんから委託がありまして、2人で土地の立会いをさせていただきました。今、事務局のほうから説明がありましたとおり、(図面により場所の説明)ご自宅の斜め前のご自分の農地です。お隣にも民家がありますけれども、境もしっかりしておりますし、自分の持っている土地の隅にこの建物を建てるということで、なんら問題がないことを確認させていただきました。以上です。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。この件、ご質問等ございましたらお願いいたします。(「なし」の声)自宅のすぐ横という形で意義ないということでございますので、この件につきまして、許可することといたします。どうもありがとうございました。続きまして第5条につきましてお願いいたします。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～9番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

伊那市西箕輪…のAさんが所有いたします、大字上島字渡戸…、地目は田、面積538㎡を、大字上島…にお住まいのBが使用貸借し、駐車場を新設するための申請

でございます。申請人と土地所有者は親子であり、申請人は自宅で整体院の開院を計画しており通院患者の駐車場として18台分の駐車場を新設したい計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内であり農地法第4条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、借地することも含め検討しましたが話がまとまらず他に適地もなく、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては足助委員、中村委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、立ち会った委員、足助さん、お願いします。

<6番足助委員>

6番足助です。説明をさせていただきますけれども、(場所の説明)両隣は住宅になっておりまして、境界線その他ははっきりしておりますし、駐車場ということですから村のうちには迷惑をかけることはないだろうと、そういうことでオーケーということでもって判断をさせていただきましたので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございましたが何か、この件、質問等ございましたらお願いします。今福さんという方はこの近くでやっているわけですね。

<6番足助委員>

そうです。整体師で、はい。

<尾坂会長>

何かございましたらお願いいたします。(「意義なし」の声)はい、異議なしということでございますので、この件について許可することといたします。どうもありがとうございました。続いて2番、よろしくお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…にお住まいの A さんが所有いたします、大字伊那富字青木…、地目は田、面積 490 m<sup>2</sup>を、同居の息子であります B さんが使用貸借し、住宅を新築するための申請でございます。借受人は現在家族と実家に同居をしておりますが家族が増え手狭となったため、申請地を使用貸借し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は広がりのある土地改良施工区域内であり農地法第5条第2項第1号口の第1種農地にあたりますが、実家のある地域から土地を選定をしたところ、申請地以外は、優良農地であったり、建物を建設するのが難しい土地で、代替できる土地はなく位置的代替性がないこと、また集落に接続していることから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては野澤委員、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、現地を見ました野澤委員ですか、野澤委員説明をお願いいたします。

<8番野澤委員>

8番野澤です。この件は父親の土地を借りて次男が住宅を建てるというものであります。土地改の事業の施工区域内でありますけれども、西天との手続きも済んでおりますし、国道153号から100メートルほど西によったところで周辺は道路と住宅、また自分の筆の一部でありますので、他人の土地に接するのは一面でありまして、周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、許可しても差し支えないものと思われまます。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。下水道とか上水道については近くまで来ているわけですね、はい。何か、この件につきまして何かご意見ございますか。(「異議なし」の声)はい、異議なしということでございますので、この件につきまして、許可することといたします。どうもありがとうございました。次に3番目をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、賃貸借権の設定でございます。

松本市桐一丁目…にお住まいの A さんが所有いたします、大字辰野字北畑…、地目は畑、面積 466 m<sup>2</sup>を、松本市双葉 24-10 の B が賃貸借し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。土地所有者は昭和58年に、住宅を建てるため農地

法5条の許可を得て申請地を取得しましたがその後諸事情により転用事業が実施できず松本市に居住、申請地の管理に困っていました。借受人は建設業を営む法人ですが土地所有者から相談をうけ、太陽光発電による売電事業をおこなうために、申請地と隣接の原野、合計面積734㎡を賃貸借し、太陽光発電施設を新設したい計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたします。また、過去の農地転用許可事業が未実施であったことから農地転用許可後の事業計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせて審議願います。この件につきましては竹淵委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして竹淵委員、お願いいたします。

<11番竹淵委員>

それでは11番竹淵がご説明申し上げます。10月12日ですが、宮原、上島両委員と私、またこのB担当者で立会いをさせていただきました。(場所の説明)先ほど事務局より説明のあったとおり松本市にお住まいのAさんがつい最近までは松本市から通って耕作をしておりましたけれど、高齢によってできなくなったというようなことで、現在は草刈のみの管理という形になってました。そんな中でこの土地を利用して発電をし売電をしたいというものであります。前面は道路、裏は急斜面の土地であり、近隣には、東側は住宅、北側、西側ですか、これも急斜面の土地でありますので、影響ありませんし、承認するという事で申請を許可しました。今回この審議については、災害時に自立運転ができるということで、8個ほどコンセントを用意して、もし何かあったときは近隣の皆さんに電気を供給できるというような施設であるそうであります。発電出力は24キロワットということであります。よろしくご審議お願いします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして質問、ご意見等ございましたら。ちょっとお聞きしますが、災害時に停電があったときにこの発電を持ってけるってことですか。

<11番竹淵委員>

自立運転ができるということで災害時も運転していてそれで発電をする、そこにコンセントを8つほどつけるそうなんです。そこから近所の人を持ってって、停電になってもそこへ持っていくと電気が使えるっていうことのようなのです。

<尾坂会長>

そこへコンセントか何かを設置するわけなんですね。

<11番竹淵委員>

ええ、そこに設置しておく。

<尾坂会長>

すると7・8軒くらいの方が。そうですか。

<11番竹淵委員>

そんなに大きな電力ではないんですけど、通常に過ごすくらいの、7・8軒は供給できるという。

<尾坂会長>

当然災害時ですから最小限のね、電気があればいいかと思えますんで、そうですか、初めて聞きましたのでちょっと、すみません。何か。「異議なし」の声この斜面でございまして問題ないかと思えますんで、この件につきまして許可することといたします。どうもありがとうございました。次に第4番目。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

東京都中央区佃二丁目…のAさんが所有いたします、大字辰野字羽場先…、地目は畑、面積16㎡を、富士塚…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築する計画でございます。譲受人はこのたび自己の住宅を新築するため宅地を購入しましたが、宅地と町道の間には町道新設時に残地となった申請地があるため、当該地を取得し宅地とする計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては宮原委員、上島委員から意見をいただいております。



<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました、これは、竹淵さんでいいですか？宮原さん。はい。

<14番宮原委員>

それでは、14番の宮原が報告させていただきます。10月20日に上島委員と私が立会いをいたしました。この図面の中央の、線の引き違いのような、16㎡ですから、町道のね、この斜線の土地が春日さんの土地で、この奥がBさんの土地、ここへお家を建てるにはここを、これを、人様の土地をということで、Bさんが取得するという経緯のようでございます。いずれにしても境界杭はしっかりしておりまして、問題ないと考えてまいりましたが、再度今日のご審議をお願いします。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。この件につきましてご質問ご意見等、ちょっとお伺いしますけどこの真ん中の黒いところなんですか。住宅はどこに建てるんですか。

<11番竹淵委員>

ここは中道線なんですが残地で残ってしまっってその奥にお家を建てたいのでBさんがここを買って宅地にしたいという。

<尾坂会長>

道路と宅地の間ということなんですね。はい、わかりました。どうですか、何かご質問等ございましたら。ご意見ご質問等ございませんか、意義ありませんか。（「はい」の声）はい、意義ございませんので許可することといたします。この道路との間のところでございます。許可することといたします。それでは5番をお願いします。

<足助事務局次長>

5番、賃貸借権の設定でございます。

大字赤羽…にお住まいのAさんが所有いたします、  
大字赤羽…、面積1932㎡と大字赤羽…、面積663㎡、また、  
大字赤羽…にお住まいのBさんが所有いたします、  
大字赤羽…、面積531㎡、地目はすべて田、以上計3筆を、

東京都品川区大崎…の C が賃貸借し、店舗用地とするための申請でございます。借受人は申請地近くのコンビニエンスストアの移転を検討していたところ、利便性および安全性の向上の面から申請地を選定するにいたり、また所有者は高齢となり耕作困難となっていたこともあり話がまとまり、申請地を賃貸借し店舗用地としたい計画でございます。申請地は上下水道が埋設された道路沿道でおおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の公共公益的施設、東部保育園と荒神山スポーツ公園がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地あたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては赤羽代理、桑澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、代理さんお願いします。

<赤羽職務代理人>

はい、それでは赤羽がまた現地確認をしました報告をさせていただきます。これは昨年にお話がありまして、下田委員とやはり一回現地立会いをしたことがあります。その時は農振解除だったのでしょうか、ちっとも書類が出てこないで建築にならないねって話をしておりましたら、地主さんがもう一年だけ田んぼを作りたいということで、田んぼが終わりましたので今回こうしてあがってきたそうです。(図面により場所の説明)土地としましては境がきちっとしておりまして、なんら問題ないことを私たち確認させていただきました。ご審議お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この件につきまして、昨年農振解除の申請があったその箇所でございますが、何かご意見ご質問等ございましたら。(「異議なし」の声)道路沿いでございますので、この件につきまして許可することといたします。続きまして6番お願いします。

<足助事務局次長>

6番、使用貸借権の設定でございます。

大字赤羽…にお住まいの A さんが所有いたします、大字樋口字矢沢原…、地目は畑、面積 330 m<sup>2</sup>を、大字平出…にお住まいの B さんが使用貸借し、住宅を新築するための申請でございます。申請人と土地所有者は親子であり、申請人は現在借家に暮らしておりますが家族が増え手狭となったため父所有の申請地を使用貸借し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は広がりのある農地の区域内であり農

地法第5条第2項第1号口の第1種農地にあたりますが、実家近くの地区で土地を選定をしたところ、他は予定する敷地面積が確保できなかったり、優良農地であったりと申請地以外に代替できる土地はなく位置的代替性がなくまた集落にも接続していることから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては桑澤委員、赤羽代理から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。それでは桑澤委員のほうから、現地の状況を説明お願いいたします。

<16番桑澤委員>

16番桑澤が説明いたします。(場所の説明)土地を確認したところ、境杭等問題ありません、親父さんの土地なんで問題ありませんのでご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、ただいまご説明がございました。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)異議なしという声がございましたので、この件につきまして許可することといたします。はい、どうもありがとうございました。次7番お願いいたします。

<足助事務局次長>

7番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口…にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口字矢沢原…、地目は畑、面積483㎡を、大字平出…にお住まいのBさんが使用貸借し、住宅を新築するための申請でございます。申請人と土地所有者は親子であり、申請人は現在借家に家族で暮らしておりますが子供の成長に伴い手狭となったため父所有の申請地を使用貸借し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は上下水道が埋設された道路沿道でおおむね500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、東部保育園と荒神山スポーツ公園がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地あたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては桑澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では引き続き桑澤委員説明をお願いいたします。

<16番桑澤委員>

それでは説明いたします。(場所の説明)これもやっぱり親父さんの土地で、なんら問題ありませんのでご審議をお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、親子とかたちでございます。借家から自分の家をつくるということでございます。この件につきましてのご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(「異議なし」の声)5の6とすぐ西側にあるんですね。これにつきましても意義ないということでございますので許可することといたします。どうもありがとうございました。次に8番お願いいたします。

<足助事務局次長>

8番は、両小野国保診療所移転新築および福祉施設のための宅地造成の申請でございます。

大字小野…のAさんが所有いたします、

- ・大字小野字入前寄…、地目は田、面積 535 m<sup>2</sup>、

大字小野…のBさん所有の

- ・大字小野字入前寄…、地目は田、面積 399.99 m<sup>2</sup>と

- ・大字小野字高橋…、地目は田、面積 264 m<sup>2</sup>、

埼玉県北本市東間…のCさんが所有いたします

- ・大字小野字高橋…、地目は田、面積 429 m<sup>2</sup>、

以上4筆を所有権移転、また、

大字小野…のDさんと東京都豊島区西池袋…のEさん他1名の共有で所有いたします、

- ・大字小野字猫原…、地目は畑、面積 148.76 m<sup>2</sup>、

- ・大字小野字入前寄…、地目は田、面積 2294.21 m<sup>2</sup>、

- ・大字小野字入前寄…、地目は田、面積 56.19 m<sup>2</sup>、

- ・大字小野字入前寄…、地目は畑、面積 393.38 m<sup>2</sup>、

- ・大字小野字高橋…、地目は田、面積 214 m<sup>2</sup>、

大字小野…の F さん所有の

- ・大字小野字入前寄…、地目は田、面積 535 m<sup>2</sup>、
- ・大字小野字入前寄…、地目は田、面積 535 m<sup>2</sup>、
- ・大字小野字入前寄…、地目は畑、面積 340.59 m<sup>2</sup>、

以上8筆を賃貸借、

合計12筆を、大字小野筑…の G が取得または賃貸借し、診療所および福祉施設用地として宅地造成するための申請でございます。借受人は地方公共団体で組織する組合であり、現在運営している診療所が耐震化の必要性から移転新築を予定していますが、経営改善のために新たな運営主体を誘致することとなっているため、申請地を取得および賃貸借し診療所および福祉施設用地とするための造成を行いたい計画でございます。申請地は JR 中央東線小野駅の周囲概ね 300 メートル以内の区域内です。農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地あたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては小澤委員、宇治委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

どうもありがとうございます、この件について小澤委員、宇治委員、いいですかね。宇治さん、宇治さんお願いいたします。

<12番宇治委員>

12番宇治がご説明申し上げます。10月15日にですね、事務長の H さんという方と小澤さんと私がですね、立会いを行いました。目的はですね、先ほど事務局からお話がありましたように、両小野国保診療所が現在の建物が老朽化して耐震工事をしなきゃということで、新しく新築するための計画であるということです。今度新しく予定しているのは診療所と特養ということでございます。(場所の説明)地目が、現状は田んぼになっておりますけれど一部を除いて原野になっております。地籍調査はすでに済んでおりましてですね、境杭等が入っております。それから入り口は今ファミリーマートになっていますけれどもその左側から国道から入れるということになっておりましてそこから出入りする、ということでですね、特に問題等ございませんのでご審議のほどお願いしたいと思います。以上です。

<尾坂会長>

はい、ただいまご説明がございました。この件についてご意見ご質問等ございましたら。

<8番野澤委員>

はい、この斜線の中の白いところがあるがこれは。

<千田書記>

登記地目も現況地目も農地以外の町の所有地ですので、転用の必要がないのでこのようになっています。

<8番野澤委員>

はい。

<尾坂委員>

この白い部分は町の所有地と。

<千田書記>

町の所有で現況も登記地目も農地ではない部分です。

<尾坂会長>

はい。これ筆数12?13だか14ない?これ。数えていくと、区画でいくと。どうなっているんだ。(千田が図面により説明)この、こういうかたちで町のほうでしっかりしたものをつくってきてございますので、許可したいと思います。許可することとしますがいいですかね。(「異議なし」の声)はい、では許可したいと思いますので、よろしく願いします。9番お願いします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

長野市松代町大室…のAさんが所有いたします、中央…、地目は畑、面積247㎡を、大字平出…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築する計画でございます。申請人は現在借家に暮らしておりますが、手狭となったため申請地を取得し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題な

いと判断します。この件につきましては、竹淵委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

では竹淵委員のほうから現地の状況をお願いします。

<11番竹淵委員>

はい、それでは11番竹淵より説明申し上げます。10月12日、宮原・上島両委員と私とで立会いをいたしました。(場所の説明)先ほど事務局より説明のあったように、長野市にお住まいのAさんの所有農地を、平出のこれは今借家のようにありますけれど、ブラジルの方のようです、Bさんが買うということで、現在両側、図面にはありませんけれど両側に住宅が建っておりまして、境界も確認でき杭もあり上下水ともに整備されておりますし、区画整理した中での土地でありますので、承認は差し支えないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

<尾坂会長>

何かご意見ご質問等ございましたら、お願いします。(図面の面積の件と外国人が土地を取得することについて質問あり、千田が答えた)真ん中の川は小横川川なんです？横川川？はい、何かご意見、何かあれば。「異議なし」の声)はい、異議なしということでございますのでこの件について承認、許可することといたします。外国人でもいいんですね。続いて、次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明お願いいたします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計4件、10筆、面積は6497㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

この件につきまして、「異議なし」の声)はい、では承認したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。次に報告事項に入りたいと思っております。(1)の専決事項について

事務局よりお願いいたします。引き続き(2)の農地法第18条第6項の規定による通知についてもよろしくお願いいたします。

## 報告事項

### <足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、専決事項ということでお願いしたいと思います、10月許可決定の4条1件、5条7件につきましては、長野県農業会議から10月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書ということで、貸借の合意解約でございますが、1件、議案書のとおりでございます。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

### <尾坂会長>

はい、いま報告事項の説明がございましたが、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。(なし)報告事項につきましては以上でございます。5番からお願いいたします。

## その他

### ○平成26年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

来月農業委員会総会までに候補を検討

### ○その他

今後の研修会等日程

本日、長野県農業委員大会 松本市キッセイ文化ホール 午後1時～

11/11(火)上伊那農業委員会協議会農業先進地調査(会長・職務代理出席)

11/16(日)県選出国會議員との地区別懇談会(会長出席)

農業者年金について

宮原委員から、3ヵ年計画辰野町目標達成の報告

研修旅行について

11/18(火)～19(水)、富岡製糸場ほか、午前6時50分役場集合



服装は楽なもので、農業委員バッジはつけていく。

味噌づくり

日程について

選別 11/14(金)、お米の集荷 11/17(月)午前 8:30 役場 ATM 近辺

11/28.29.30 について話し合い、11/30 竹淵委員欠

準備品について

昨年と同じで

○次回委員会開催日 12月 5 日(金)午後1時30分～役場2階第6会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印